

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年11月9日

大磯町障がい者福祉計画（素案）について

資料

大磯町障がい者福祉計画（第3次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）（素案）概要	1
1 計画の位置付け	2
2 国の政策動向について	2
3 計画の期間	2
4 大磯町の現状	3
5 基本理念	3
6 施策の展開	3～4
7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標	5
8 計画の進行管理	5
9 今後のスケジュール	5

※別紙1（重層的支援体制について）

福祉課

大磯町障がい者福祉計画

(第3次障がい者計画・第7期障がい福祉
計画・第3期障がい児福祉計画)

(素案) 概要

【基本理念】

**障がいのある人も障がいのない人も
地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり**

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第5次） （令和5年度～令和9年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県	当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画 （かながわ障がい者計画・神奈川県障がい福祉計画）		
大磯町	第3次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画		

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次障がい者計画					
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		

|| 1 計画の位置付け

- 障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。
- 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。
- 大磯町総合計画の他、令和5年3月に新たに策定した大磯町地域福祉計画を上位計画と位置づけています。

|| 2 国の政策動向について

- 国においては令和5年3月に新たに「障害者基本計画(第5次)」が策定されました。「障害者基本計画(第5次)」の基本的な考えを踏まえ、大磯町が目指すべき方向性を見直しました。
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイントを踏まえ、具体的なサービス供給計画や目標を定めました。

|| 3 計画の期間

- 障がい者計画は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としており、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間に合わせて見直します。
- 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とします。

4 大磯町の現状

- 障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在1,516人で、ほぼ横ばいとなっています。
- 身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、一方、療育手帳所持者数が増加傾向にあるとともに、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。
- 身体障がい者の年齢構成をみると、65歳以上の方が全体の78.1%を占めており、高齢となって障がい者の手帳を取得する方が継続して多い現状です。

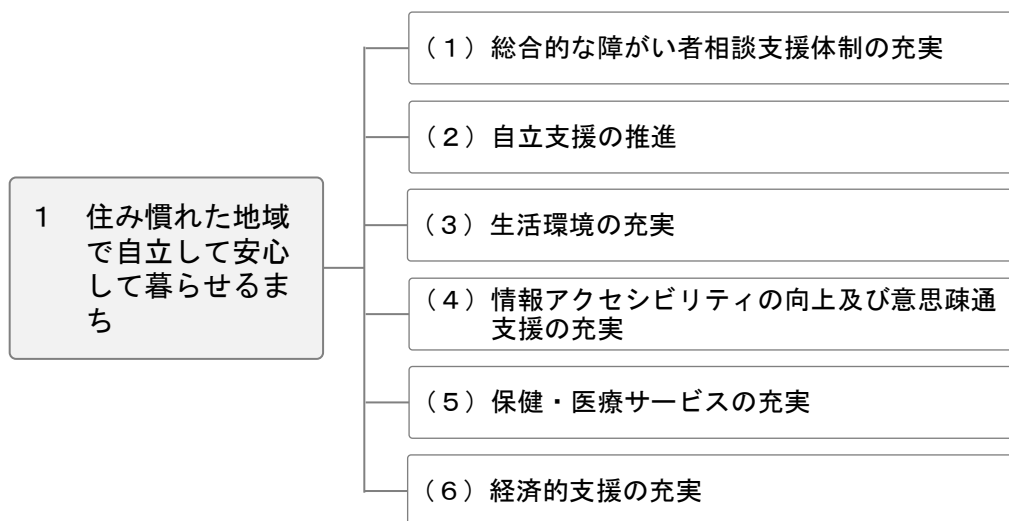
5 基本理念

- これまでの障がい者福祉計画の理念を引き継ぎ、基本理念「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を掲げます。

6 施策の展開

[基本目標]

[施策の方向性]

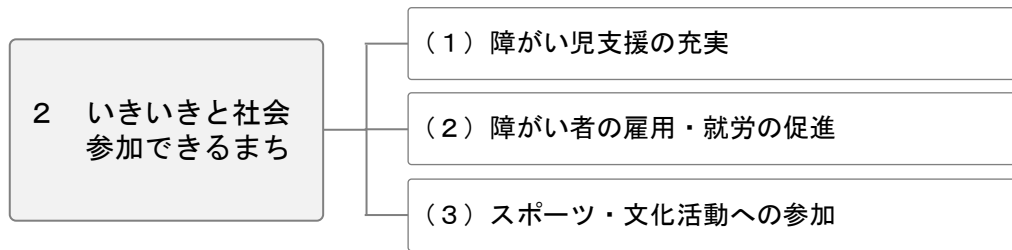


【 新規・拡充取り組み 】

障がい者グループホームの家賃助成【新規】	グループホームの事業者へ入居に係る家賃の一部を助成し利用者の経済的な負担を軽減することで、障がい者の自立の促進を図ります。
障がい者施設通所交通費助成【拡充】	地域活動支援センターや就労支援施設等へ通所している人に、通所に要した運賃等を交通費として全額助成します。
障がい児者の通学等支援【新規】	移動支援事業の利用において、通学等の目的で個人契約による自費サービスを利用した場合の費用の一部助成を行います。
視覚障がい者への情報提供の充実【拡充】	町内のボランティアグループの協力のもと町広報紙を音声媒体に録音し、情報提供の充実に努めます。 デジタル機器等を利用し、音声等による視覚障がい者への情報提供の充実に努めます。

[基本目標]

[施策の方向性]

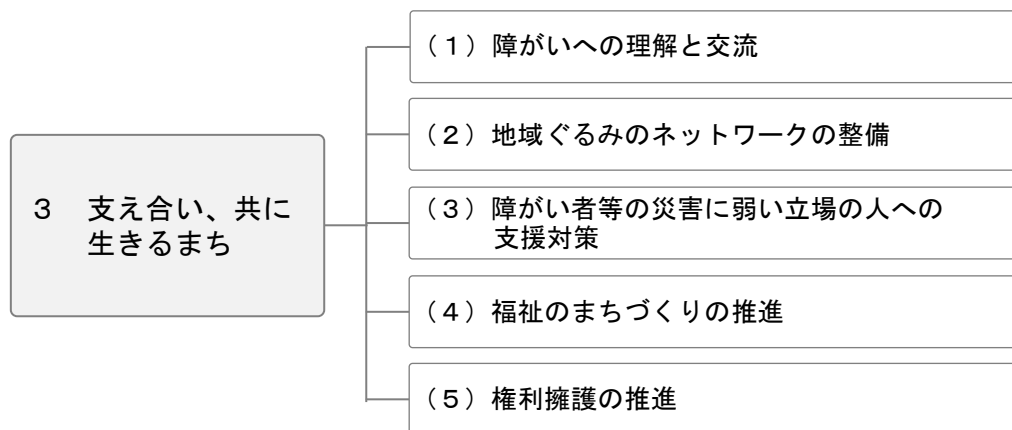


【 新規・拡充取り組み 】

福祉ショップの支援【拡充】	障がい者の就労機会の拡大と就労継続支援施設などの製品の販売促進等のため、福祉ショップの開設及び運営を支援します。また、農福学官連携事業として、新作パンの製作を行うなど福祉ショップでの取組を行います。
インクルーシブ教育の推進【新規】	県のインクルーシブ教育の方針を踏まえ、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学びあう教育を推進します。
障害者スポーツの普及啓発【新規】	障がい分野または特性に応じた幅広い競技種目の振興や障害者スポーツに関する情報発信など、障害者スポーツの普及啓発に取り組みます。

[基本目標]

[施策の方向性]



【 新規・拡充取り組み 】

インクルーシブ教育の推進【再掲】	県のインクルーシブ教育の方針を踏まえ、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学びあう教育を推進します。
重層的支援体制の整備【新規】	分野を超えた連携体制を強化するため、これまで各分野における制度の対象外となっていた、複雑化・複合化した課題について早期に支援につなげることができる体制の構築を進めます。

*重層的支援体制については、別紙1 参照

7 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

【 新たな成果目標 】

○地域生活支援の充実

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
強度行動障害への支援体制整備	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	国の指針に準じ、大磯町として基幹相談支援センターと連携し現状の把握に努める	地域自立支援協議会で強度行動障害の支援に対する協議を行う

○福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合	令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労支援移行事業所の割合 50%以上	国の指針に準じ、大磯町として、就労移行支援事業所と連携し、一般就労に向けた総合的な支援に努める	50%
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度までに、令和3年度実績の 1.41 倍以上	国の指針に準じ、大磯町として、就労定着支援事業所と連携し、就労継続に向けた総合的な支援に努める (令和3年度実績2人)	3人 (1.50 倍増)

○障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本	国の指針に準じ、大磯町として、障がい児通所支援事業所と連携し、障がい児の地域社会への参加・包容に向けた総合的な支援に努める	地域自立支援協議会で障害児の地域社会への参加・包容に向けた協議を行う

8 計画の進行管理

○本計画に基づく事業の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、事業の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進し、二宮町・大磯町障害者自立支援協議会において、定期的に各事業の進捗状況や実績を把握し、分析・評価を行い、各事業の着実な進行管理と障がい者施策の推進に努めます。

9 今後のスケジュール

○令和5年11月15日から12月14日までパブリックコメントを行います。その後、令和6年1月31日に第3回大磯町障がい者福祉計画策定委員会にて計画(案)を諮り、3月議会にて報告をしていく予定です。